

平成24年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成23年度対象)

平成24年9月
島根県教育委員会

目 次

I はじめに

1 点検・評価の趣旨	1
2 点検・評価の構成	1
3 施策体系表	2

II 平成23年度の点検・評価

1 平成23年度の島根県教育委員会委員の活動状況について	3
2 しまね教育ビジョン21取組状況の点検・評価	
施策1 心身の健康を大切にした教育の推進	7
施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	11
施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	16
施策4 互いの人権を尊重する教育の推進	21
施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	22
施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	26
3 島根県総合教育審議会の意見	31

(参考資料)

○ 数値目標・実績一覧	33
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋	34
○ 各取組における主な報告書等一覧	35

I はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方・施策を明らかにした「しまね教育ビジョン21（平成15年度に策定（平成19年度及び平成23年度改訂）」の取り組みについて、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

（1）項目

点検・評価の対象項目を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検・評価をします。

（2）取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の【基本的な考え方】を転載しています。

（3）平成23年度取組の概要

平成23年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

（4）数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

（5）評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

（6）その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

3 施策体系表

施策	具体的な取組	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1)生活習慣の改善	(ア)望ましい生活習慣の確立
		(イ)食育の充実
	(2)体力・運動能力の 向上	(ア)教科体育の充実
		(イ)運動部活動の活性化による競技力の向上
		(ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援
	(3)心の教育の推進	(ア)道徳教育の推進
(イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成		
2 夢を描き、その実現 に向かっていく教育の 推進	(1)学力の向上	(ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実
		(イ)家庭での学習習慣の確立
		(ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進
		(エ)授業力向上のための研修の充実
	(2)キャリア教育の推進	(ア)職業観・勤労観の形成
		(イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進
3 創造性や個性の基礎 礎となる感性を育む教 育の推進	(1)読書活動の推進	(ア)読書習慣の確立
		(イ)学校図書館の充実と活用の推進
	(2)文化活動の活性化	(ア)文化に親しむ機会の確保
		(イ)地域社会と連携した文化部活動の推進
	(3)ものづくり活動の推進	(ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進
		(イ)専門高校における人材の育成
4 互いの人権を尊重 する教育の推進	(1)人権を尊重する教育 推進のための基盤 整備	(ア)人権を尊重した学校づくりの推進
		(イ)人権意識を高めるための指導の充実
5 地域への愛着と誇り を育む教育の推進	(1)学校・家庭・地域の 連携協力による 教育力の充実	(ア)ふるさと教育の推進
		(イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進
		(ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成
		(エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進
	(2)社会教育の振興に よる生涯学習社会の 実現	(ア)社会教育推進センターにおける指導者養成機能の強化
		(イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実
6 すべての子どもたち の学びを支える取 組の推進	(1)不登校の子どもに対 対する取組の充実	(ア)教職員の資質向上を図る研修の充実
		(イ)組織的な支援体制の充実
		(ウ)教育相談体制の充実
		(エ)多様な学びの場や居場所の充実
	(2)特別支援教育の充実	(ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
		(イ)社会的・職業的自立の促進
		(ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実

II 平成23年度の点検・評価

1 平成23年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、平成23年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項35件、承認事項10件、協議事項4件、報告事項78件について審議を行いました。

(単位：件)

回数	開催年月日	議決	承認	協議	報告	計	傍聴者 (人)
1	平成23年4月22日 (金)	-	1	-	7	8	3
2	平成23年5月18日 (水)	2	-	-	5	7	1
3	平成23年6月13日 (月)	2	-	-	8	10	1
4	平成23年7月19日 (火)	1	1	-	6	8	3
5	平成23年8月23日 (火)	1	-	2	5	8	4
6	平成23年9月14日 (水)	2	2	-	9	13	4
7	平成23年10月14日 (金)	7	-	1	7	15	5
8	平成23年11月16日 (水)	2	1	-	7	10	5
9	平成23年12月13日 (火)	1	-	1	7	9	3
10	平成24年1月13日 (金)	2	3	-	2	7	2
11	平成24年2月14日 (火)	5	1	-	5	11	1
12	平成24年2月24日 (金)	4	0	-	4	8	1
13	平成24年3月12日 (月)	2	1	-	2	5	1
14	平成24年3月26日 (月)	4	0	-	4	8	3
計		35	10	4	78	127	37

(2) 意見交換の実施

①教育委員協議会の実施

教育課題への認識を深めるとともに、教育委員の意見を課題解決に反映させるため、教育委員協議会を開催し、意見交換を行いました。

回数	開催年月日	件数
1	平成23年5月18日 (水)	1
2	平成23年6月13日 (月)	1
3	平成23年7月19日 (火)	2
4	平成23年8月23日 (火)	4
5	平成23年9月14日 (水)	5
6	平成23年10月14日 (金)	1
7	平成23年11月16日 (水)	3
8	平成23年12月13日 (火)	5
9	平成24年1月13日 (金)	5
10	平成24年2月14日 (火)	4
11	平成24年3月12日 (月)	1
12	平成24年3月26日 (月)	2
計		34

②教育懇話会への参加

地域の教育関係者が参集する教育懇話会に出席し、教育課題について意見交換を行いました。

開催年月日	開催場所	テーマ
平成23年8月9日 (火)	隠岐合同庁舎 (隠岐の島町)	子どもの成長と読書活動について
平成23年8月12日 (金)	県庁講堂 (松江市)	ふるまい向上の取組について
平成23年10月13日 (木)	ジョイプラザ (浜田市)	子どものやる気・創造力

③県議会との意見交換

県議会文教厚生委員会委員と教育課題について意見交換を行いました。

【開催年月日】平成23年12月13日（火）

【開催場所】サンラポーむらくも（松江市）

【テーマ】学校教育と家庭教育のあり方について

④公安委員長との意見交換

青少年の自立に向けた支援活動のあり方について教育委員長と公安委員長による対談形式で意見交換を行いました

【開催年月日】平成24年2月10日（金）

【開催場所】島根県警察本部

【コーディネーター】島根大学教育学部 原 広治 教授

【テーマ】困難を抱える青少年の自立支援をめぐる現状と課題

（3）教育現場等の視察

①学校視察

学校現場の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、学校訪問等の視察を行いました。

視察年月日	視察先
平成23年5月25日（水）	松江東高等学校、大東高等学校、横田高等学校
平成23年8月9日（火）	隠岐高等学校、隠岐水産高等学校、隠岐養護学校
平成23年9月7日（水）	矢上高等学校、石見養護学校
平成23年9月8日（木）	矢上小学校
平成23年11月21日（月）	吉賀高等学校、津和野高等学校、六日市中学校、蔵木中学校
平成23年11月22日（火）	浜田高等学校、浜田高等学校今市分校、浜田商業高等学校、 浜田水産高等学校、金城中学校、旭中学校
平成24年2月15日（水）	盲学校、松江ろう学校、松江養護学校、松江清心養護学校、 松江緑が丘養護学校

②公安委員会委員との合同視察

教育行政と警察行政の双方に関連するテーマについて共通の認識を深めるとともに、相互の連携強化を図るため、公安委員会委員との合同視察を行いました。

【視察年月日】 平成23年7月6日（水）

【視察場所】 ①出雲市子ども・若者支援センター
②出雲市立第三中学校

（４）その他の活動

①各種会議への出席

全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などに出席し、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
平成23年7月14日（木）	全国都道府県教育委員会連合会総会	秋田県
平成23年7月15日（金）	全国都道府県教育委員会連合会教育委員長協議会 教育視察（視察先：公立大学法人 国際教養大学）	秋田県
平成24年1月18日（水）	中国五県教育委員会委員全員協議会	山口県
平成24年1月23日（月）	全国都道府県教育委員会連合会総会 全国都道府県教育委員会連合会教育委員長協議会	東京都

②国体選手の激励

7月を国体選手競技力レベルアップ月間と定め、各競技の強化練習会、強化試合の会場を訪問し、選手の激励を行いました。

激励年月日	競技名	会場
平成23年7月3日（日）	ラグビー	江津市
平成23年7月10日（日）	バスケットボール	松江市
平成23年7月16日（土）	バドミントン、バレーボール	松江市
平成23年7月18日（月）	剣道	出雲市
平成23年7月27日（水）	卓球	出雲市

2 しまね教育ビジョン21 取組状況の点検・評価

施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

(1) 生活習慣の改善

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活のより所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

(ア) 望ましい生活習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	97.1%	100.0%
	中学生	90.0%	91.1%	95.0%
		全国平均(平成22年度) 小学生90.8% 中学生85.2%		

【 平成23年度の取組の概要 】 (保健体育課)

- ・学校、家庭、地域が一体となった普及啓発を図るため、県内10団体（幼稚園・保育所、小・中学校のPTA等）に委託して、「子どもの食育・生活習慣づくり」充実モデル事業を実施した。
- ・県内2カ所（松江市及び西ノ島町）で、「子どもの食育・生活習慣づくり」推進フォーラムを開催し、保護者や地域関係者への普及を図った。

【 評価、今後の対応 】 (保健体育課)

- ・「しまね教育ウィーク」期間中あるいは年間を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」や食育、ノーメディアなどの生活習慣づくりに取り組む学校や市町村が増加しており、「朝食を毎日とる児童生徒の割合」も徐々に増加しているが、目標値に到達できていない状況である。核家族化が進み、生活パターンの多様化により子どもだけで食べる「孤食」が見られるなどの背景が朝食摂取率に影響している。
- ・子どもの食については、その大部分を家庭が担っているという実態を踏まえると、今後も、健康福祉部等との連携を図るとともに、異校種間・家庭・地域との連携をより一層深め、「しまねっ子元気プラン（平成21年度末策定）」の推進や、「子どもの食育・生活習慣づくり推進フォーラム」の開催や乳幼児期からの生活習慣づくりモデル事業を実施するなど生活習慣づくりの取組を推進する。

(イ) 食育の充実

【 平成23年度の取組の概要 】 (保健体育課)

- ・食育の推進のため、県内5教育事務所単位で小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員を対象に「食育推進研修」を開催するとともに、栄養教諭を対象に「栄養教諭研修」を実施した。
- ・各小学校で、「食の学習ノート」を活用するとともに学校給食の中で地場産物を生きた教材としてとりあげ、食に関する指導を行った。
- ・「ふるさと給食月間」を6月、11月に実施し、学校及び地域における食育の充実と学校給食における地場産物の活用割合の一層の向上を図った。

【 評価、今後の対応 】（保健体育課）

- ・学校給食で、地場産物の利用割合は毎年向上しており、平成23年度は46.4%（食品数ベース）と、島根県食育推進計画の目標値である40%を超えている。今後も地場産物の利用割合の向上を図っていく。

(2) 体力・運動能力の向上**【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】**

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

(ア) 教科体育の充実

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	95.0	95.5	96.0

【 平成23年度の実施概要 】（保健体育課）

- ・児童生徒の体力向上のため、楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行うとともに、この運動プログラムの普及・啓発のため、プログラムの中から数種目を選択し、全校体制で交流活動を行うと協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を18の小学校（募集により選考）で開催した。
- ・「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンとして、学校教育活動全体を通じた体力づくりを推進し、全公立小中学校が「体力向上推進計画」を策定することとした。
- ・体力向上推進モデル校（5校）を指定し、子どもの体力向上に資する指導法などの研究と実践を行った。
- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校、高等学校において、各領域の適切な指導ができるように、学校と体育教員に対して、改めて情報提供したほか、研修活動を行った。

【 評価、今後の対応 】（保健体育課）

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学5年生は全国平均値を上回り、中学2年生は全国平均値とほぼ同じであったが、親世代が子どもであった昭和50年の数値と比較すると低い状況にあるため、今後も教科体育の充実とともに各分野での取組を強化し、運動習慣の定着及び子どもの体力向上を図っていく。
- ・小中学校とも握力や長座体前屈、上体起こしで低い数値となっており、今後は、筋力や筋持久力、柔軟性を高めるための運動の内容や質を見直し取り組んでいく。

(イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国大会における入賞数 (ベスト8以上)	40	47	42

【平成23年度の取組の概要】(保健体育課)

- ・「島根県スポーツ競技力向上計画」に基づき、全国レベルで活躍する選手の育成を目指し、長期競技力育成事業や中・高校生選手強化事業を継続実施した。
- ・県体育協会に設置したスポーツ競技力・元気アップ基金を財源とした事業(平成21年度～23年度)により、重点的に県外遠征費の拡充、競技備品の更新などジュニア競技力の強化を図った。
- ・高等学校を対象として、選手強化のための「特別体育専任教員配置制度」、「スポーツ推進教員認定制度」、「重点校制度」、スポーツに秀でた選手を有望校に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を実施し、国民体育大会、全国高校総体など全国レベルの大会において活躍する選手の育成に努めた。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業では、100名の指導者を中学校、高等学校72校へ派遣した。

【評価、今後の対応】(保健体育課)

- ・基金事業により、競技力の強化が図られた結果、中学校、高等学校の全国大会(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会等)での入賞数は47と目標数値を上回った。今後、ゴールデンエイジアスリット育成事業を実施することにより、さらに、ジュニア競技力の強化を図る。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業は、派遣先の学校の部活動指導や外部コーチとしてチーム力向上に貢献していることから、多くの要望がある。今後とも指導者の発掘や指導時間の拡充により、運動部活動の活性化を図る。

(ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	6	14	19

【平成23年度の取組の概要】(保健体育課)

- ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、しまね広域スポーツセンターと連携し以下の取組を行った。
 - センター News やリーフレットの作成配布・ホームページを通じた情報発信などの広報活動
 - 市町村行政担当者やクラブ準備委員会への巡回・相談活動
 - クラブ運営の中心となる指導者養成のための講習会
 - スポーツ振興くじ (toto) 助成金の活用支援

【評価、今後の対応】(保健体育課)

- ・新たに3クラブが設立され、未設置は5市町村となった。
- ・既存の地域団体(地区体協等)との役割分担が難しいため設立が困難な地域、クラブの設立・運営のために必要となる会員と会費収入が見込めないため設立が困難な地域が残っている。
- ・今後も、広域スポーツセンターと連携し、クラブ設立の動きがあればアドバイスや支援を行うとともに、設立済みのクラブが安定した運営をすること、地域スポーツの核として活動することを重点的に支援する。
- ・合わせて、総合型クラブの周知やスポーツへの参加意識を高めるための広報活動を推進する。

(3) 心の教育の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にできる心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

(ア) 道徳教育の推進

【 平成23年度の実施概要 】(義務教育課)

- ・地域の教育資源「ひと・もの・こと」を有効に活用して、体験的な活動を取り入れた道徳教育を進めた。(小2～中3は年間35時間以上、小1は34時間以上の実施)
- ・道徳教育総合支援事業により、県内5中学校区で保幼小中が連携した道徳教育を進めた。
- ・小・中学校道徳教育講座を開催し、道徳教育推進の中核的指導者を育成した。
- ・県内の道徳教育推進の向上を図るため、指導主事、教頭、教諭等を道徳教育指導者研修へ派遣した。
(中央研修…2名、ブロック研修…6名)
- ・ふるまい向上運動を推進する中で、学校・家庭・地域の連携による道徳教育を実施した。

【 評価、今後の対応 】(義務教育課)

- ・県内すべての小中学校で体験活動を取り入れた道徳教育が進められた。なお、5中学校区においては特に実践的な研究を進め、その成果をリーフレット等にまとめて、全小中学校へ発信した。
- ・課題としては、道徳教育指導者研修の派遣者を効果的に活用することで、先進的な道徳教育の考え方、進め方を県内全域に発信していく必要がある。
- ・さらに道徳教育をより計画的に実施していく必要があることから、道徳教育全体計画、年間指導計画の中に家庭や地域との連携の時期や内容、方法等を盛り込むなどの見直しを図ることで、道徳の時間の授業づくりを強化する。
- ・今後、道徳教育総合支援事業、小・中学校道徳教育講座、道徳教育指導者研修への派遣、ふるまい向上プロジェクト、ふるさと教育など、学校教育活動の全体をとおしてさらに道徳教育を推進する。

(イ) 自然や文化を愛し、生命を大切にできる心の育成

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
体験学習を実施した学校の割合	小学生	95.5%	100%	100%

【 平成23年度の実施概要 】(義務教育課)

- ・総合的な学習の時間や道徳、特別活動等を中心に、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動や体験活動を地域との連携を図りながら実施した。

【 評価、今後の対応 】(義務教育課)

- ・「ふるさと教育」の推進と連動して、県内の全小学校では、地域の教育資源を有効に活用した体験学習が行われている。
- ・今後も家庭や地域との連携を強化したふるさと教育をとおして、自然体験活動はもとより、看護・福祉体験や職場体験、ボランティア体験などの社会体験活動を推進する。

施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

(1) 学力の向上

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国学力調査・学習状況調査において、 全国を100とした時の県の値	小学6年生	98.7	99.0	103
	中学3年生	100.4	103.9	103

※平成23年度全国調査が中止となったため、改訂時数値（平成19年度）及び平成23年度数値（実績）は、県学力調査の数値を記載しています。

【平成23年度の取組の概要】（義務教育課）（高校教育課）

- ・第2期3年次のしまね学力向上プロジェクトを実施し、学び合い高め合う集団づくりを基盤として、学力向上対策を強力に進めた。各学校や市町村教育委員会においてもそれぞれに独自の学力向上対策の取組を行っている。
- ・「プリント配信システム」を継続して実施し、児童・生徒一人一人の学習状況に応じた支援の充実を図った。
- ・「30人学級編制事業」や「スクールサポート事業」により児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行うことにより、基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育を実施した。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」（医学部進学を希望する高校2年生が主な対象の3泊4日の学習セミナー）に法教育プログラムを加え、文系・理系希望生徒の進路意識の醸成を図った。

【評価、今後の対応】（義務教育課）（高校教育課）

- ・指標とする全国学力・学習状況調査は平成23年度は中止となったためデータはないが、県学力調査の結果では、6年間の学力向上プロジェクトの取組により、本県の児童・生徒の学力は徐々に向上する傾向にある。特に、基本的な知識・技能が定着しているという傾向が見られる。
- ・平成24年度から第3期しまね学力向上プロジェクトを実施し、目標の達成を図る。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」は、医学部進学を希望する生徒に対し、地域医療に貢献する意欲を喚起する上で効果的であった。今後、このセミナーを教職員の教科指導やキャリア教育の研修の場としても機能させるとともに、医師不足をはじめとする県政課題の解決に資する人材育成に向けた内容とするとともに、理数教育の強化方策等を検討していく。
- ・「働くこと」や「大学に進学すること」の意味について考え、自らの力で進路決定をしていくための考え方を学ぶ機会として、高校1年生対象の2泊3日の宿泊研修「学びの力向上チャレンジセミナー」を新たに実施する。

(イ) 家庭での学習習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校以外で、1日60分以上学習している 児童生徒の割合	小学6年生	41.2%	53.1%	60%
	中学3年生	45.3%	46.3%	60%

※平成23年度全国調査が中止となったため、改訂時数値（平成19年度）及び平成23年度数値（実績）は、県学力調査の数値を記載しています。

【平成23年度の取組の概要】（義務教育課）

- ・「確かな学力向上のための環境構築事業」の「学習プリント配信システム」により、個に応じて使用できる学習プリントを各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、システムの簡便化や内容の充実を図ってきた。
- ・「学習意欲を育む学級集団づくり事業」を実施し、学び合い高め合う学級集団づくりを通して学習意欲の向上を図った。

【評価、今後の対応】（義務教育課）

- ・島根県学力調査によると改善傾向が見られるが、家庭学習の時間は十分ではない。主体的に学習に取り組む意欲を育むことが十分に行われていないと考えられる。家庭での学習習慣の確立に向けて、個に応じた課題の提示や家庭学習につながる授業づくりが必要である。
- ・小学校においては「学習プリント配信システム」を継続実施するとともに、中学校については、家庭学習の充実のモデル校を指定し、研究実践を推進する。また、引き続き「学習意欲を育む学級集団づくり事業」を実施する。

(ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

【平成23年度の取組の概要】（義務教育課）（高校教育課）

- ・「幼保小中連携ステップアップ事業」を実施し、すべての推進地域において関係する教職員が幼保小中連携についての共通理解を図り、組織づくり、校種の異なる教職員による合同授業の実施等に取り組み、その成果を Web 上に公開するなど普及に努めた。
- ・研修では、平成19年度から「幼小連携講座」を開設しており、連携に係る実践的な指導力の向上を図った。
- ・中高連携ステップアップ事業を実施し、中学校・高等学校間の教科指導の連携のあり方について研究し、成果物として中学校既習内容と高校初年次学習内容を接続する橋渡し教材を作成して中学校、県立学校に配布した。

【評価、今後の対応】（義務教育課）（高校教育課）

- ・市町村や各学校において独自の教育力を向上させる取組が進められた。平成24年度は中高連携ステップアップ事業・小中連携キャリア教育推進事業を実施し、市町村や学校での幼保小中高連携の取組への支援を継続する。
- ・教育センターの研修に「園内外連携推進講座」を新設し、保幼小連携の相互理解をより一層深め、具体的な推進が図られるようにする。
- ・中高連携ステップアップ事業では、平成24年度も2つ地域を指定して、相互に授業公開をしたり、教科での情報交換を密にして、互いの授業力向上に焦点化した連携を推進する。

(エ) 授業力向上のための研修の充実

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)(高校教育課)

- ・島根県学力調査及び全国調査の結果を踏まえ、学習意欲の向上や思考力、判断力、表現力を高めるための学習方法や教師の指導力の向上に向けた研修を実施した。特に、本県の課題の解決に向けた指導力向上を目指し、「小学校算数指導力向上セミナー」及び「学校図書館活用教育指導力向上セミナー」を全小学校を対象に実施した。さらに、「中学校教科指導リーダー養成研修」(教育センター主管)を実施し、各種研究会で講師を務められるようなリーダーの養成を図った。
- ・平成23年度配付の小学校版に続き、学習評価と言語活動の充実に関するハンドブックの中学校版を作成・配付し、新学習指導要領を踏まえた教育実践の推進を図った。
- ・高校においては、学力向上を図る上で中核的な立場にある教員10名を対象として、教科リーダー教員を養成する研修を行い、その成果を学力向上リーダーセミナーで発表した。数学・英語の問題作成力養成事業では、中堅教員の指導力、とりわけ問題作成力の向上を目指す研修を行い、作成した問題は実施希望校で実力テストとして使用した。

【評価、今後の対応】(義務教育課)(高校教育課)

- ・新学習指導要領の全面実施の時期でもあり、その趣旨の理解が言語活動の充実等の授業改善に繋がってきている。
- ・平成24年度からは、新規に国語科・数学科・理科について「中学校授業力向上研修」を実施するとともに、「教科指導リーダー養成研修」を実施し、教員の授業力の向上を図る。(いずれも教育センター主管)
- ・引き続き学校図書館活用教育を推進し、思考力・判断力・表現力を高める指導力を身に付けられるようにする。
- ・高校においては、教科リーダー教員養成事業の対象となった教員が指導法を積極的に公開する動きが出てきており、引き続き中堅教員の力量アップを図るとともに、ベテラン教員のノウハウを次代に継承する動きを一層高める。
- ・若手教員の教科指導力向上としまねの生徒を協働して育てるというチームしまねの意識を高めるために、教職員研修「教科チーム養成事業」を、平成24年度は数学科と工業科で行う。

(2) キャリア教育の推進

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

(ア) 職業観・勤労観の形成

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職を希望する高校生の就職率	95%	97.7%	100%

(全国平均(平成23年度) 94.8%)

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)(高校教育課)

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを狙いとして、ほとんどの小中学校で、職場見学や職場体験などに取り組んだ。

- ・県立学校では、働くことを学ぼう推進事業において県内産業や企業の理解を深めるための企業見学事業（27校、2,992名参加）、生徒が主体的に進路を選択できるよう県内企業、事業所の協力により就業体験を行うインターンシップ事業（23校、2,651名、1,009事業所）、県内で活躍する経営者や卓越した技能を有する技術者等を招聘して行う職業意識啓発セミナー事業（14校、6,493名、講師延べ102名）などに取り組んだ。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）（高校教育課）

- ・県内のほとんどの小中学校で、職場見学や職場体験が実施されており、地域の協力体制のもと、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれつつある。今後、中学校における職場体験については、事前・事後指導を工夫したり、体験する日数を増やしたりするなど、さらに推進していく必要がある。
- ・中学校のキャリア教育担当者を対象とした悉皆研修（小学校は希望者）を実施し、中央教育審議会の答申に示されている「今後の学校におけるキャリア教育の在り方」を踏まえ、キャリア教育担当者としての識見や指導力を養い、資質の向上を図る。
- ・新規に小中連携キャリア教育推進事業を実施し、市町村におけるキャリア教育の推進を支援する。
- ・高校生に対し「働くことを学ぼう」推進事業で職業観・勤労観の醸成を図ったが、本人のニーズもあり全員の就職には至らなかった。今後も企業や関係機関と連携し3年間を通じた計画的なキャリア教育を実施するとともに求人確保に努める。
- ・また、企業見学事業等への参加について普通科高校での取組を強化するとともに、これまで行ってきた大学進学を視野に入れた講演会等に加え、大学卒業後の職業・社会を見据えた講演会やインターンシップなどの取組も進めていく。
- ・全ての県立学校を対象とした「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」により、地域・社会、産業界や関係機関と連携して、社会や地域に貢献しようとする気概を持ち続ける生徒を育てる取組を展開していく。

（イ）産業界や地域との連携による県内就職の促進

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	60.3%	77.6%	70%

(全国平均(平成23年度) 81.2%)

【 平成23年度の取組の概要 】（高校教育課）

- ・県立学校においては、「働くことを学ぼう推進事業」を地域の企業等の協力を得ながら連携して実施した。特に農業、水産においては、平成20年度～22年度に行った地域産業の担い手育成事業の実施により地域の農家、水産業等との連携が深まっており、インターンシップや産学官の研究課題等での成果を継承しながら実施した。
- ・各校の進路指導担当教員と企業との情報交換及び相互理解の場として、学校企業連絡会を開催した。（松江地区、出雲地区、浜田・江津地区、益田地区）
- ・高校の2年生を対象として進路選択ガイダンスを実施し、島根で働くことや郷土に対する理解を深めることを目的として、県内各分野で活躍する方々の意見や情報交換を行い、松江、江津、益田の3会場で1,671名の生徒が参加した。
- ・教育委員会、雇用政策課、島根労働局、各ハローワーク、各雇用推進協議会がともに緊急就職対策会議を開催し、相互に連携してきめ細かい県内就職支援を実施した。
- ・専門高校の進路指導担当教員の職場開拓、企業訪問等の時間確保のため、進路指導代替講師を配置

した。

【 評価、今後の対応 】（高校教育課）

- ・ 円高、景気の低迷等により厳しい就職状況が続く中で、関係機関が連携したきめ細やかな就職支援等により県内就職率は目標を超えた。今後、更に連携を強化するとともに、地元企業の理解等の促進を図りながら継続した取組を実施する。
- ・ 普通科高校や定時制課程の就職希望者に対する支援を進めていくため、就職者の多い普通科高校に対し進路指導代替講師を配置する。また、ふるさと島根定住財団、地元市町村や雇用推進協議会等と連携した支援を進めていく。

施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

(1) 読書活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」（平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画（*））を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

（*「島根県子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月に第2次計画を策定。）

(ア) 読書習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	32.0%	60%
	中学3年生	28.8%	27.4%	50%

※平成23年度全国調査が中止となったため、平成22年度の実績値を記載しています。

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）（社会教育課）

- ・学校図書館の機能を高めることにより児童生徒の読書活動を推進することを狙いとして、小中学校の学校司書等の配置と学校図書館司書教諭の発令が進むよう市町村への財政支援と司書教諭の資格取得への補助を行った。
- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等配置事業を実施し、学校司書等を配置する市町村に対して、ボランティア、司書の配置に対して財政支援を行った結果、学校司書等の配置が進んだ。
- ・多くの学校で、朝読書など、読書に親しむ機会を工夫した。全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校の82.4%、中学校の88.8%で朝読書を実施している。
- ・「子ども読書県しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会に企画公募し、しまね子ども読書フェスティバルを開催した。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）（社会教育課）

- ・指標とする全国調査は、平成23年度は中止となりデータはないが、学校司書等については99%の学校に配置され、司書教諭は66.2%の学校で発令された。
- ・全国調査の対象となっている小6と中3の生活の中で、読書に振り替えることのできる活動が少ないことから30分以上読書する子どもの割合は伸びていない。
- ・今後ノーメディアの取組等と連動することによって、子どもたちが読書をする時間を増やす取組を進めていく。
- ・また、島根県学力調査の児童生徒の意識調査によれば、1か月に読む本の冊数は、平成22年度から23年度にかけて小4から中3のほぼ全学年で増加しており、読書の機会は増えている。今後も学校司書等の配置及び司書教諭の発令が進むよう市町村に働きかける。
- ・県内ほとんどの小中学校の図書館が「人のいる図書館」になったことで、子どもたちが図書館を多く訪れるようになり、週に1回以上学校図書館や地域の図書館に行く児童生徒は全国に比べて小学校

で6ポイント、中学校で4.8ポイント高くなった。図書の貸出冊数も伸びている。

- ・学校アンケートによると、「児童生徒にとって居心地のよい図書館となっている」と答えた小中学校の割合は90%を超えており、学校図書館が子どもたちにとって心休まる場所となっており、今後とも、全小中学校への学校司書の支援や読書活用・学校図書館活用教育に取り組む必要がある。
- ・しまね子ども読書フェスティバル事業は、公募を始めたことから、各市町村の主体的な取組により読書活動に対する意識が高まり、活動の活性化が図られた。今後もこの活動を通し、各地域での子ども読書活動がより推進されるよう、開催を促していく。

(イ) 学校図書館の充実と活用の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校図書館図書標準を達成している 学校の割合	小中学校	21%	28.7%	50%

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)(高校教育課)(社会教育課)

- ・児童生徒の感性や創造力を高めるための読書活動の推進と、情報活用教育を育成するための学校図書館活用教育の推進を図るための事業を実施した。
- ・教職員の協働により学校図書館を整備しようとする小中学校を推進校に指定して整備を促進した。
- ・読書活動や学校図書館を活用した事業実践において、優れた取り組みをしている学校を公募して表彰するとともに、優秀校の取り組みの普及に努めた。
- ・学校図書館司書教諭の悉皆研修を行い、学校図書館活用教育が全小中学校で展開されるよう県内全小中学校の司書教諭等への研修の実施した。
- ・県立高校においては、学校司書が未配置であった12校にも平成23年度から配置し、図書館の整備、生徒への学習支援等を通して図書館活用教育を推進した。
- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。
 - 学校司書研修：9回開催し、延べ575人が参加
 - 学校図書館ボランティア研修：8回開催し、延べ153人が参加
 - 学校図書館活用教育研修会：2回開催し、延べ207人が参加
- ・市町村が学校図書館活用教育を進める上でのモデルとなる、図書の基本パッケージ(約2,000冊)を12セット一括購入し、平成22年度と23年度の2年間で県立図書館及び西部読書普及センターに配備するとともに、公立図書館等に寄託することによって、近辺の小中学校における共同利用を可能とした。

【評価、今後の対応】(義務教育課)(高校教育課)(社会教育課)

- ・学校図書館に人が配置されたことで整備が進み、学校図書資料の廃棄がなされたため一時的に図書標準の達成率は低下している。
- ・図書標準が達成されるよう引き続き市町村に対して働きかけをしていく。
- ・学校図書館活用に係る諸事業を展開したことにより、学校図書館を利用する児童生徒が増し、貸出冊数も増加する傾向にある。市町村も、ボランティアの配置から学校司書の配置に切り換えるなど、学校司書の有用性を認めているとうかがえる。学校図書館の整備が進み、学校図書資料の廃棄がなされたため一時的に図書標準は低下したが、平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置により、各市町村において積極的な整備が進むと見込まれる。
- ・学校司書を新規に配置した県立高校12校においては、図書館の整備、広報活動等が進み、貸出冊数が増加した。また授業での図書館活用も活発になった。

- ・県立高校においても、図書館活用教育をさらに推進するため、教職員の意識高揚及び専門性を高めるための研修に、今後も継続して取り組む必要がある。
- ・県立図書館では、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書やボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

(2) 文化活動の活性化

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

(ア) 文化に親しむ機会の確保

【 平成23年度の取組の概要 】(義務教育課) (社会教育課)

- ・ふるさと教育や総合的な学習の時間の中で芸術文化の鑑賞・体験活動、地域の伝統芸能の体験などを実施した。

芸術鑑賞(体験)実施率 小学校…75%, 中学校…53%

- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。

次代を担う子どもの文化芸術体験事業：33会場(41校)

児童演劇地方巡回公演：6会場(19校、保育園を含む)

- ・「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を推進し、郷土芸能等の芸術文化に親しむ機会を確保した。

【 評価、今後の対応 】(義務教育課) (社会教育課)

- ・学校が地域の文化団体、公民館等との連携を図り、本物の芸術、伝統芸能等に親しむ機会を増やす。
- ・音楽や美術、演劇など国内をはじめ海外で活躍している芸術家に直接接触する活動は、子どもたちの芸術に対する関心を高めるとともに、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋がり、今後も取組を進めていく必要がある。国や文化団体等と連携して優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努めていく。
- ・ふるさと教育を通して、多くの児童生徒が伝統芸能等の芸術文化に親しみ、体験することができた。今後も、ふるさと教育の質的・量的充実を促し、地域の芸術文化を含む地域の「ひと・もの・こと」を活用した学習を推進していく。

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

【 平成23年度の取組の概要 】(社会教育課)

- ・指導者の確保が困難な文化部活動がある学校(中学校・高等学校)では、地域の社会人等に指導をお願いしている。その講師謝金の一部を支援し、文化部活動を推進した。

中学校：16校(延べ16人)、高等学校：17校(延べ22人)

- ・中学生の文化祭「アートフェスティバル2012」を開催して、活動成果を地域社会に総合的に発表する機会を提供した。

出演校【舞台の部】：10校(弁論、英語弁論、合唱、郷土芸能、弦楽、吹奏楽)

展示作品【展示の部】：71点(書写、版画)

- ・第11回全国中学校総合文化祭に、県大会で優秀な成績を収めた作品を出品参加した。

出品作品：40点(書写、版画)

- ・島根県高等学校文化連盟が主催する講習会、発表会等を支援(共催負担金の交付)し、社会人指導

者による講習の機会、地域社会に成果を発表する機会を設けることを推進した。

- ・第35回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援（島根県高等学校文化連盟への補助金交付）し、参加を促進した。

参加部門：14部門、参加生徒：102名

【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・学校関係者と地域・文化団体と連携して、中学校・高校で文化活動の成果を発表する機会を提供するとともに、社会人指導者を派遣することができた。
- ・文化部活動の参加生徒や指導者を確保し、活動水準を維持、向上していくためには、地域や文化団体との連携を一層深めて、活動成果の発表機会の提供や社会人指導者の活用による技術力や表現力の向上を図っていく。

（3）ものづくり活動の推進

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切にする心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

（ア）小・中学校におけるものづくり活動の推進

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）

- ・社団法人島根県建設業組合連合会の協力を得てもものづくり体験教室を実施したり、島根県技術・家庭科教育研究会の主催する中学生ものづくり競技大会を後援したりするなど、ものづくり活動を推進した。
- ・ふるさと教育の一貫として、小中学生が地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりについて学ぶとともに、ものづくり活動に取り組んだ。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・ものづくり体験教室やものづくり競技大会の参加者のアンケートから、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができたことと評価できる。
- ・今後、技術・家庭科の教科指導研修や学校訪問における指導により、小中学生が優れた技能士の技を直接見たり体験することを推奨し、ものづくりに対する意欲を高め、ものづくり活動の輪が広がるようにする。

（イ）専門高校における人材の育成

【 平成23年度の取組の概要 】（高校教育課）

- ・生徒が地域や企業と連携し継続的に課題解決学習に取り組む「産学官連携による課題研究事業」を専門高校を対象として実施した。（実績：14校、36テーマ）
- ・専門高校等で学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るため、高度な資格・検定を取得した360人の生徒に対し、職業資格取得者等顕彰制度により表彰を行った。
- ・専門高校の生徒による学習成果の発表の場である全国産業教育フェアへ6校（松江南宍道分校、松江工業、松江農林、矢上、江津工業、益田翔陽）が参加した。

【 評価、今後の対応 】（高校教育課）

- ・「産学官連携による課題研究事業」は、専門分野の知識や技術の習得、職業観や勤労観の育成、コミュニケーション力の向上に繋がった。また、地域貢献意識やふるさと意識の醸成、地元企業への理

解促進や県内就職率向上にも寄与している。さらに、商品開発を通じて生徒の問題解決能力や企画力が高められた。

- ・ 今後も地域企業や関係機関との連携を強化するとともに地域の人材ニーズを的確に把握し、県内産業振興の基盤である人材の育成を図る。
- ・ 専門高校における資格取得や全国産業教育フェアへの参加は、学習に対する意欲を高めるだけでなく、より高い技術や技能を追求する契機にもなっていることから、今後も推進する。

施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

(1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に
 応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保
 護者の意見を大切にした学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段
 階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携によ
 り、総合的な視点から人権教育を推進します。

(ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率	57%	82%	100%

【 平成23年度の取組の概要 】(人権同和教育課)

- ・研究指定を行った幼稚園(1園)、小学校(2校)、中学校(2校)、高等学校(2校)に訪問指導を行い、
 人権尊重の精神に立つ学校づくりについて指導・助言を行った。
- ・研究指定を行った小学校、中学校、高等学校が研究発表を行い、取組の成果を周辺の学校や地域に
 広げることができ、研究成果については県のホームページで紹介した。
- ・主任者研修会等では、児童生徒の進路保障を進めるために異校種間で連携を図ることの必要性につ
 いて講義を行った。

【 評価、今後の対応 】(人権同和教育課)

- ・県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における異校種間の公開授業の実施率は、
 昨年度に比べ7%増加して82%となり、子どもの発達段階を踏まえた継続的な人権・同和教育の推進
 が図られている。未実施の学校は、計画していたが行事の急な変更などの校内事情により実施でき
 なかったものである。実施できなかった学校については、次年度の実施を働きかけていく。
- ・今後も指定校の取組の紹介や主任等研修の講義を通じて、異校種間連携の重要性を伝え、人権を尊
 重した学校づくりの推進を図っていく。

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

【 平成23年度の取組の概要 】(人権同和教育課)

- ・研究指定校訪問指導や人権・同和教育主任者等研修等の研修を通じて、教職員の授業力向上のため
 の指導・助言を行うとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の
 考え方を各学校の実践に反映させるため、教職員研修資料の活用について各種研修で働きかけた。
- ・児童生徒への指導資料として「人権施策推進基本方針〔第一次改定〕小・中・高校生版」の活用を各
 種研修で働きかけた。

【 評価、今後の対応 】(人権同和教育課)

- ・人権・同和教育の研究指定校においては、訪問指導での指導内容を研究の推進や研究授業に反映さ
 せた取組が行われた。今後も継続した指導を行っていく。
- ・主任者研修等の協議の場において「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
 」を踏まえた意見交換がなされた。今後も「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりま
 とめ〕」の定着が図られるように、資料の活用を働きかけていく。
- ・「人権施策推進基本方針〔第一次改定〕小・中・高校生版」の活用は84%となり、昨年度に比べ大幅に
 増加した。今後も継続して、資料の活用を各種研修で働きかけていく。

施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

(ア) ふるさと教育の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）（高校教育課）（社会教育課）

- ・「学社連携・融合」（＝地域の大人が学校教育を支援）の理念に基づき、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。

交付実績 19市町村（335小中学校）

交付金額 25,542千円

- ・ふるさと教育に関わる地域人材の発掘・供給を円滑に進めるための研修会を開催した。
- ・児童生徒が県東西地域を相互に訪れ、それぞれの地域の歴史文化を学び、交流する体験学習を実施した。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）（高校教育課）（社会教育課）

- ・県内全ての公立小・中学校・全学年・全学級において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育が実施された。
- ・学校では地域の教育資源を生かした特色ある教育活動を行い、学習発表会等では「ふるさと教育」の実践を発表する取組が見られるようになった。また、学校を核にした活動により地域の活性化が図られたケースが見られ、市町村独自の研修会が開催された。
- ・今後も、ふるさと教育を推進する体制を確立するため、教員・指導者・ボランティア研修の実施等により市町村教育委員会への支援等を行う。
- ・「神々の国しまねプロジェクト」と連携し、児童生徒が本県の歴史文化や伝統芸能等を学習することのできる取り組みを展開する。

(イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合	62.0%	90.0%	100%

※「放課後子どもプラン」:地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保証し、地域での子どもの育ちを支えようとするもの。

【平成23年度の実施概要】(社会教育課)

- ・子どもに交流と体験の場を提供する放課後子ども教室、子どもに生活の場を提供する放課後児童クラブをはじめ、放課後対策を行っている現場を訪問して情報収集や運営に関する助言等を行った。
- ・未設置市町と放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方や関係者の連携を深めるための検討の場の設置に関して協議を行った。
- ・放課後子どもプランに関わる指導者等の研修会を実施し、市町村事業担当者の理解やコーディネーター・指導員等の養成・資質向上を図った。

開催回数 25回

延べ参加人数 1,82人

- ・県放課後子どもプラン推進委員会を開催し、指導者研修の企画及び事業の検証・評価等を行った。

【評価、今後の対応】(社会教育課)

- ・放課後子ども教室または放課後児童クラブのいずれかが全市町村で導入された。内訳は、両事業とも実施が45% (小学校区割合・以下同)、放課後子ども教室のみ実施が20%、放課後児童クラブのみ実施が20%、いずれも未実施の小学校区が平成19年度26.5%から平成23年度14%と減少した。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブを設置していない校区の数が減少し、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。未設置の町村全てで検討の場が設置されており町村の理解も深まってきている。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブに関わる大人や子どもが年々増加する傾向にあり、大人も子ども達へ進んで声かけをする、学校への関心を持つなど、地域の子どもの地域ぐるみで育てる気運の醸成に繋がっている。ふるさと教育、学校支援地域本部事業の取組とも連携し、今後一層教育支援活動を推進していく。

(ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

【平成23年度の実施概要】(社会教育課)

- ・企画プレゼンテーション大会(本選)において、18公民館等がプレゼンテーションを行い、11か所を新規モデル公民館として採択した。
- ・大会には、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等も約280名が参加し、地域力醸成をめざす公民館の熱意・意欲を体感した。
- ・平成21年度からの継続モデル公民館23を加えた計34公民館において、それぞれの地域で地域力醸成に向けたモデル的な取組の実践が新聞や広報紙等で紹介された。
- ・地域住民を対象とする「ふるまい向上」に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい向上」に向けた意識啓発に取り組んだ。

【評価、今後の対応】(社会教育課)

- ・モデル公民館の選定から具体的な実践活動に至るまで、事業の様々な段階においてマスメディアで報道されたほか、全国公民館連合会が発行する月刊誌に掲載され、県内外に情報発信できた。
- ・この結果、公民館職員の意欲の向上や住民自治活動の機運が高まりつつある。
- ・35か所の公民館で「ふるまい向上」に関わる研修会(「乳幼児をもつ親のための研修会」や「親学ブ

- プログラムの実施]、「地域や自然の中での体験活動」等)が実施された。
- ・今後も、公民館の地域課題に関わる取組に支援を行っていく必要がある。

(エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

【平成23年度の取組の概要】(社会教育課)

- ・6市8町1村へ22名の「社会教育主事」を派遣、市町村の事情に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりに努め、ふるさと教育、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、実証!「地域力」醸成プログラム等の事業を推進した。
- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を4回(内1回は初任者研修)行った(延べ参加人数189人)。

【評価、今後の対応】(社会教育課)

- ・社会教育主事を受け入れている市町村においては、ふるさと教育推進事業、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室推進事業などの社会教育関係事業が積極的に実施され、学校・家庭・地域の連携体制づくりが進んだ。
- ・今後も、社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭地域の連携協力による実践活動を支援していく必要がある。また、未派遣の市町に対しての働きかけも継続して行っていく必要がある。

(2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

【基本的な考え方「しまね教育ビジョン21」より】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設(公民館、図書館、社会教育研修センターなど)における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	30.5%	50%

(ア) 社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化

【平成23年度の取組の概要】(社会教育課)

- ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知見(学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど)を提供する人材養成研修を実施した。

(主な研修内容)

基礎研修(5講座)、専門研修(4講座)、課題別研修(5講座)、親学プログラム体験講座、親学ファシリテーターフォローアップ研修など

- ・市町村の社会教育関係者が地域住民の学習活動を支援する際に気軽に活用できる「親学プログラム」を開発し、「ふるまい向上プロジェクト」の主要事業として「親学講座」を実施し、「親学プログラム」の普及のための親学ファシリテーターを64名養成した(平成22年度は46名)。また、「親学講座」の開催数は118回、参加者数は延べ3,562名で、これまで養成したファシリテーターの約70%が実際に講座進行を行った。
- ・情報誌「しまねの社会教育だより」第8号~10号を発行し、市町村の社会教育・生涯学習にかかわる

指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供した。

- ・学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧業務等を行うとともに、西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業教材（CD・テープなど）の室内視聴や貸出を行った。

【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・平成23年度県政世論調査結果では「生涯学習に取り組んでいる人」の割合は目標に達成できなかったが、今は取り組んでいないが取り組みたいと考えている人を合計すると73.1%あり、学習に対する意欲は高いものがある。
- ・引き続き、地域において住民の学習活動を支える社会教育指導者等の養成をめざし、人材養成と調査・研修に特化した取組を進め、学習成果が個人内にとどまらず、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう指導者養成に力を入れていく。
- ・市町村の社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラム企画等に役立つ情報誌を今後も継続して発行する。

（イ）社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

【 平成23年度の取組の概要 】（社会教育課）

- ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に努めている。
- ・県立図書館では、公共図書館職員研修や市町村読書普及研修、地域図書館職員研修などを開催し、地域における学習支援機能の充実に取り組んだ。

図書館関係職員（初任・専門・読書普及）研修：7回（参加者：297人）

地域図書館職員研修：8か所（参加者：116人）

子ども絵本講座（実践講座）：3回（参加者：157人）

- ・青少年の家、少年自然の家では、サン・レイクフェスティバル（春・秋）、わくわく森もりランド in 江津など学習支援に資する各種主催事業を企画・実施した。

受入研修事業を含めた研修者数

（青少年の家） 49,635人（対前年87.1%）、（少年自然の家） 26,371人（対前年98.4%）

【 評価、今後の対応 】（社会教育課）

- ・県立図書館では公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修を開催し、職員の資質向上を図るとともに、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に今後も継続的に取り組む。
- ・青少年の家では、利用者アンケートにおいて、研修内容・職員の対応・食事・施設設備等を含む研修全体に対して、高い利用満足度（84%以上）の評価を得た。
- ・少年自然の家においても、利用者アンケートにおいて、高い利用満足度（90%以上）の評価を得た。特に、職員の対応についての小学校引率者の満足度は100%であった。
- ・今後は、新学習指導要領において自然体験や長期宿泊体験活動を積極的に実施・充実するようあらためて明記されたこともあり、学校や公民館等に向けて、リーフレットを新たに配布するなど、これまで以上に青少年教育施設の魅力を伝え、大いに活用するようPRしていく。
- ・また、閑散期対策に引き続き取り組むとともに、ふるまい向上などの施策と連携し、親学ファシリテーターを活用するなど、乳幼児やその保護者への取組を強化する。

施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

(1) 不登校の子どもに対する取組の充実

【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成23年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
不登校児童生徒数の割合	1.64%	1.30%	1.30%

(全国平均(平成22年度) 1.16%)

※平成23年度実績値については、調査結果が公表されていないため、平成22年度の実績値を記載しています。

(ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・生徒指導上の今日的な課題(いじめや不登校等)に対応する能力の向上を目的として、生徒指導主任・主事等研修を県内5事務所で悉皆研修として実施した。
- ・生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上を図ることを目的として生徒指導実践研修を県内5事務所で悉皆研修として実施した。
- ・小1プロブレム等校種間の接続に対する生徒指導の在り方について理解を深める幼保小をつなぐ生徒指導合同研修会を県内5事務所で悉皆研修として実施した。

【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・全体研修のほか、個々の参加者のニーズに応じたスキルアップ研修を実施することにより、それぞれの学校の状況に即した内容で実施できたが、理解度や即効性には課題が残った。
- ・今後も今日的な課題(いじめや不登校等)を中心にスキルアップ研修と組織対応充実研修を開催するが、理解度や即効性への課題に対応するために、演習を中心とした体験型の研修内容を取り入れていく。

(イ) 組織的な支援体制の充実

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・各教育事務所に生徒指導専任主事各1名に加え、平成19年度より継続して7名の指導主事(市町村派遣)を配置し、合計12名で市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を整備した。
- ・県内の全学校(小・中・高・特)の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議や情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。
- ・各生徒指導研修において、集団の力を高めることをテーマに据え、課題を抱える児童生徒に対する教職員の支援のあり方についての知識や技能の向上を図った。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・各生徒指導研修において、集団の力を高めることをテーマとして取り上げ、諸課題を抱える児童生徒に対する支援の在り方について、教職員の知識や技能の向上が図られた。
- ・今後も各生徒指導研修をとおして、集団の力を高めることの必要性について、一層周知し、具体的な方法を教員自らが考え、取り組んでいける姿勢を構築する必要がある。

(ウ) 教育相談体制の充実

(A) スクールカウンセラーの配置の推進

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）

- ・教育相談体制を充実するため、小学校34校、中学校83校、高等学校43校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適応の悩み相談対応を実施した。（総相談件数：6,101件）（相談以外の活動6,262件）

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・スクールカウンセラーの配置などにより児童生徒の問題行動の未然防止・早期対応等への取り組みを行ったが、スクールカウンセラー連絡協議会からは、多くの児童生徒が心の安定を得たとの報告があった。
- ・問題行動に対しては、早期発見と迅速かつ適切な対応が求められるため、関係諸機関との一層の連携強化を図る。また、不登校児童生徒に対しては、担任任せでなく組織的なよりきめ細やかな対応が必要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部人材のより効果的な活用も検討する。
- ・スクールカウンセラーは、限られた時間内で十分な活用が図られたかを検証し、配置時間数や活用方法などを工夫する必要がある。

(B) クラスサポートティーチャーの配置

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）

- ・中1ギャップ（問題行動及び不登校生徒数が小6年に比して3～4倍に急増）への対応策の1つとして、大規模中学校19校（第1学年の学級数が3学級以上で、かつ1学級の生徒数が31人以上の学校）の第1学年に対して、2学級に1人の割合で非常勤講師（クラスサポートティーチャー）を計40名配置した。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・事業実施校の中学1年生に、不登校や問題行動（特にいじめ）の人数や件数に減少が見られた。
- ・クラスサポートティーチャーによって、授業中のサポートだけではなく、休憩時間中の生徒の様子にも目が行き届き、生徒の細かな変化にも素早く対応できるなど、生徒に安心感を与える効果があったことから、今後も継続して取り組む。

(C) 子どもと親の相談員の配置

【 平成23年度の取組の概要 】（義務教育課）

- ・児童にとって身近な相談相手となる相談員を16校の小学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図った。また、子どもと親の相談員は、親の子育て相談にもあたり、児童の不登校（不適応）、問題行動、児童虐待等の課題の改善・解消に努めた。

【 評価、今後の対応 】（義務教育課）

- ・子どもと親の相談員連絡協議会における相談員からの報告によると、児童の個々の悩みに寄り添うほか、保護者からの相談を受けるなど、学校と家庭のつなぎ役となり、配置された学校における相談体制が構築された。
- ・学校における教育相談体制の強化に繋がったことから、今後も同様に支援を継続する。

(D) 電話による相談体制の充実

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・島根県教育センター(浜田教育センターを含む)に相談電話を開設し、休日も含めていじめ等の相談に応じた。全体で774件の電話相談があった。
- ・「いじめ110番」の対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン」を紹介して連携を図った。

【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・いじめ、不登校等の相談では、相談者が気持ちを和らげたり、方向性を見つけたりしている。
- ・より多くの方に利用していただくための広報が課題となっており、平成24年度には児童生徒携帯用カードを配布しさらに周知を図る。

(E) 多様な学びの場や居場所の充実

(A) 教育支援センター等の運営支援

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・各地域において、不登校児童生徒が家庭や学校以外で学習や活動する場を充実するために、県全体で11市町12施設の教育支援センターに運営費の一部負担などの支援を行った。また、民間施設2施設と児童養護施設3施設に指導員を配置し、教育的支援の在り方等調査研究を実施した。これらは、集団生活や学習、体験活動などの機会を提供を通して、学校への復帰や将来の社会的自立を目指すものである。

【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・不登校児童生徒にとって、学校外の居場所となり、さらには学習と集団生活の支援の場として多くの子どもの学校復帰に繋げることができた。特に、進学を控えた中学生にとって学力を身につける場となっている。
- ・ここでの様々な活動によって、自信をつけて学校に通い始める児童生徒も多いことから引き続き支援を行う。

(B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

【平成23年度の取組の概要】(義務教育課)

- ・教育支援センターを設置するとともに、家に引きこもっていることの多い児童生徒を支援している9市町に対して「こころの架け橋」支援事業を実施した。この事業において、家庭訪問(H23実績227人(H22実績122人))を行ったり、当該児童生徒が安心して過ごせる居場所や体験活動の場(H23実績1,681人(H22実績951人))を開設することにより、活動範囲を広げるきっかけづくりを行った。

【評価、今後の対応】(義務教育課)

- ・児童生徒のニーズに応じた支援環境を設定したり、積極的に家庭訪問を行うことにより、活動に参加する児童生徒が増加し、活動範囲を広げるきっかけとなったことから、引き続き支援を継続する。

(2) 特別支援教育の充実

【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

(ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

【 平成23年度の取組の概要 】 (特別支援教育課)

- ・ 県内のすべての地域において、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるようにするため、これまでにすべての公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置等の体制整備が行われている。
- ・ すべての公立小・中学校、高等学校において、保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター（特別支援学校及び小・中学校、高等学校の教員）の指名とともに、各教育事務所管内毎に広域特別支援連携協議会を設置し、専門家チームや巡回相談員による学校等への支援体制の整備を進めている。
- ・ 専門家チーム会議を各事務所毎に年2回程度実施するとともに、各学校等へ専門家チームメンバーを直接派遣し、相談支援を行った。相談支援の実施率は、幼稚園77%、小学校64%、中学校75%、高等学校42%であった。また、巡回相談員による相談支援の実施率は、幼稚園88%、小学校85%、中学校78%、高等学校44%であった。
- ・ 県内全域において、市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置を行い、市町村における支援体制の整備を図った。

【 評価、今後の対応 】 (特別支援教育課)

- ・ 各校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの校内支援体制は整備された。しかし「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成、専門家チームの活用などは今後も周知が必要である。また、特別支援教育に関する研修受講率は高まっている。
- ・ すべての公立学校で校内支援体制が整備されたことから、この体制をうまく機能させていく必要がある。このため、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援について、学校内で十分な議論のもとに取り組んで行けるように助言や援助を行う。
- ・ 特別支援教育に係る各種研修会等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用が図られるよう取り組む。
- ・ 今後の特別支援教育の在り方について、平成24年2月に策定した「しまね特別支援教育推進プラン」に基づいて、その具現化に取り組む。

(イ) 社会的・職業的自立の促進

【 平成23年度の取組の概要 】 (特別支援教育課)

- ・ 特別支援学校高等部で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するために、医療・福祉・労働等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進」を県内すべての特別支援学校において実施した。進路開拓や障がい者雇用の推進などのための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における進路指導を強化するとともに、関係機関と連携しながら生徒の現場実習先の確保や進路開拓を行った。
- ・ 特別支援学校においては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、小学部段階からキャリア教育の推進に取り組んでいる。また、就労に向けての移行支援計画を作成し、関係機関との連携の中でその計画を活用している。

【 評価、今後の対応 】（特別支援教育課）

- ・特別支援学校の卒業生の一般就労率は29.9%であった。その他の卒業生についても個々の生徒に応じた進路先を確保することがほぼできた。キャリア教育の推進については、校内研究に取り組む学校も多く、各学校において担当者を決め、取り組み始めているところである。
- ・特別支援学校においては、小学部段階からのキャリア教育の推進や卒業生の進路先確保をさらに進めていく必要がある。
- ・今後も、新たな職場への訪問や現場実習先の開拓を積極的に進めるとともに、医療・福祉・労働等の関係機関と連携して卒業生の進路先の確保に取り組む。

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

【 平成23年度の実施の概要 】（特別支援教育課）

- ・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障がいのある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
- ・特別支援学校の教員が、小・中学校等の要請に応じて学校等に出向き、特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言・研修等を行い、障がいのある幼児児童生徒に対する教育を推進した。

平成23年度の助言・研修等件数：1,047件（うち高等学校の件数：47件）

【 評価、今後の対応 】（特別支援教育課）

- ・特別支援学校のセンター的機能の活用については、過去5年間の助言・研修等の年間平均件数が約1,000件であり現場ニーズが高く、平成23年度も同様に推移している。また、課題としていた高等学校の相談支援については、相談件数が増加傾向にある。
- ・今後とも、現場ニーズを把握しながら継続して取り組む必要があるため、担当者の専門性の向上に取り組む。

3 島根県総合教育審議会の意見（平成24年8月29日開催）

■施策1 関連

・就学までの乳幼児からの生活の在り方が重要である。「朝食を毎朝とる児童生徒の割合」が指標であるが、朝食の質も大事である。朝食をとることに加え、朝食の質的なものを含めた調査にした方が良い。

・生活習慣の関係では、幼児期からの家庭教育の充実が重要である。子ども自身が食に対する関心、意欲及び興味が持てるよう、家庭と学校が一緒に取り組むことが重要である。

・心の教育の推進を掲げているが、子どもたちの心のタフさが育っていないような気がする。自分がつらいことがあった時、自分の気持ちと向き合うことができず、それにどう対処して、どう乗り越えるのかがわからないうちに不登校になったり、複雑になるといじめ問題に繋がっている部分があると思う。

・島根には石見銀山、隠岐ジオパークなどのすばらしい宝がたくさんある。地元島根県の良さを知り、島根に住んで、島根に誇りを持てる子どもたちを育てる必要がある。以前は学校同士の交流事業も行われていたが、教員の多忙から学校にゆとりがないため、交流事業が減った。修学旅行、様々な交流事業を通じて、その地域の島根の良さを知るといふ機会を作ることが必要。また、修学旅行などの団体行動は、お互いが助け合うことを作り上げていくことであり、その結果、チームワークの向上、また、いじめの未然防止に繋がる。

■施策2 関連

・学力向上及び幼保小中高が連携した学習指導にしても、家庭での学習活動が大事であるということはこのビジョンにも記載されているが、まだ踏み込み方が足りない。

・ものづくりを進めていくうえで、島根にはいい企業がたくさんある。人材育成の観点からも企業を取り入れたキャリア教育の推進、また、医療教育に力を入れてもらいたい。

■施策4 関連

・幼児期からの教育は非常に重要である。いじめ問題は人権教育が基礎になっている。人間としてお互いを尊重する意識は、親が幼児期から教えないと、小学生、中学生になってから言ってもすぐに身につくものではない。非常に早い段階からお互いを尊重する意識付けをすることが、これからもっと大事になっていく。次期ビジョンでは、人権教育の充実について、もっと力を入れるべきである。

■施策5 関連

・「地域への愛着と誇りを育む教育の推進」の基本的な考え方で、「学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています」との記載があるが、このような教育課題にどう対応していくのか記載がない。この言葉が生かされていない。

・ふるさと島根を知るうえで、ふるさと教育の中で、「石見銀山に行ったことがあるか」「隠岐ジオパークに行ったことがあるか」などの小指標項目を設定した方が良い。

■施策6 関連

・ ロンドン五輪でチームワーク、チーム力、きずなが大事だとクローズアップされた。不登校・いじめ対策では、多忙で時間に追われている中でも学校の教員のチームワークづくりが大事だと考えている。また、子どものチームワークが低下していると感じている。そのことがいじめに繋がっているのではないか。子どものチームワークを高めるための授業を、平日に時間がとれなければ土・日に実施する方法も考えられる。

・ 学校基本調査が公表され、中学生の不登校が大幅に増加していることが報じられた。状況をしっかり押さえる必要がある。また、いじめ問題では、教員のスキルアップが必要だと感じている。

■その他

・ 教育委員は学校視察の際に授業を観ることが大切。島根の教育は、ふるさと教育、キャリア教育及び読書教育に特色がある。特に読書教育を観ていただきたい。

・ 平成23年度実績値の欄に、調査が実施されなかったことを理由に平成22年度の実績値を記載している項目があるが、平成22年度実績との比較では評価がわかりにくい。

・ この評価書を見ると竹島教育が記載されていない。竹島をキーに国際感覚を養う方法もあるため、次期ビジョンでは竹島教育について記載していただきたい。また、教員を対象に竹島研修会を実施し教員のスキルアップを行う必要がある。県内の全ての児童生徒に対して、同じレベルの竹島教育を実施してもらいたい。

・ ネット中毒の問題が深刻であり、次期ビジョンでは、ネット中毒の問題を取り入れていただきたい。

・ 神話博しまねが開催されているが、終了した後の取り組みが重要である。想像力を高めたり、ふるさとを愛する心を養えるように、島根に伝わる神話を教育で生かして欲しい。

・ 学校現場の教員は忙しい。何とかしなければならないが改善されていない。解決方法として、退職教員がNPO法人を立ち上げる方法もある。

(参考資料)

○数値目標・実績一覧

取組等 (2頁参照)	数値目標項目	対象校	改訂時数値 (平成19年度)	平成23年度 実績値	平成23年度 数値目標
1-(1)-(ア)	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学校	96.8%	97.1%	100.0%
		中学校	90.0%	91.1%	95.0%
1-(2)-(ア)	親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	中学2年生	95.0	95.5	96.0
1-(2)-(イ)	全国大会における入賞数(ベスト8以上)		40	47	42
1-(2)-(ウ)	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		6	14	19
1-(3)-(イ)	体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	100%	100%
2-(1)-(ア)	全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学6年生	98.7	99.0 ※2	103
		中学3年生	100.4	103.9 ※2	103
2-(1)-(イ)	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	小学6年生	41.2%	53.1% ※2	60%
		中学3年生	45.3%	46.3% ※2	60%
2-(2)-(ア)	就職を希望する高校生の就職率	高校	95% ※1	97.7%	100%
2-(2)-(イ)	就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	高校	60.3% ※1	77.6%	70%
3-(1)-(ア)	1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	32.0% ※3	60%
		中学3年生	28.8%	27.4% ※3	50%
3-(1)-(イ)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	28.7%	50%
4-(1)-(ア)	異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率		57%	82%	100%
5-(1)-(ア)	「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%
5-(1)-(イ)	「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合		62.0%	90%	100%
5-(2)	講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合		34.2%	30.5%	50%
6-(1)	不登校児童生徒数の割合		1.64% ※1	1.30% ※4	1.30%

※1「2-(2)-(ア)、2-(2)-(イ)及び6-(1)」の改訂時数値については、18年度実績数値を記載しています。

※2「2-(1)-(ア)及び2-(1)-(イ)」については、平成23年度全国調査が中止となったため、改訂時数値(平成19年度)及び平成23年度数値(実績)は、県学力調査の数値を記載しています。

※3「3-(1)-(ア)」の平成23年度実績値については、平成23年度全国調査が中止となったため、平成22年度の実績値を記載しています。

※4「6-(1)」の平成23年度実績値については、調査結果が公表されていないため、平成22年度の実績値を記載しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜粋

※平成20年4月1日施行

（事務の委任等）

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○各取組における主な報告書等一覧

具体的な取組 (しまね教育ビジョン21)	報告書等
1 心身の健康を大切にした教育の推進	○平成23年度しまねっ子！元気アップレポート
2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	○学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック 【小学校】 ○幼保小中連携参考事例 ○平成23年度島根県学力調査報告書
3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育	○平成23年度島根県学力調査報告書（再掲）
4 互いの人権を尊重する教育の推進	○島根県人権施策推進基本方針〔第一次改定〕小学生版及び中学生高校生版
5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	○住民の地域活動・学習活動支援施設(公民館等)に関する市町村調査 ○公民館等職員の勤務実態・研修状況及び学習機会の提供状況に関する実態調査
6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	○しまね特別支援教育推進プラン ○平成23年度スクールカウンセラー活用事業報告書